

答 申 個 第 4 1 号

平成27年11月26日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年6月12日付け発消長第1号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

火災原因調査書の一部開示決定についての審査請求に対する裁決（諮問個第83号）

1 審査会の結論

京都市消防長が行った一部開示決定は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成27年3月13日に、京都市消防長（以下「処分庁」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「火災の原因調査の結果について（平成26年2月20日1時34分 京都市左京区の特定番地において発生した火災についてのもの。）」（以下「本件公文書」という。）の開示を請求した。

(2) 処分庁は、本件公文書の一部を開示せず、その他の部分を開示すると個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成27年3月30日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第16条第2号、第5号及び第7号に該当

- ・ 請求者以外の氏名、住所、生年月日、申述内容等については、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため（ただし、建物所有者の氏名は除く。）。（条例第16条第2号に該当）
- ・ 請求者以外の建物室内の写真及び焼損状況については、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。（条例第16条第2号及び第5号に該当）
- ・ 警察官の氏名は、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるため。（条例第16条第5号に該当）
- ・ 請求者以外の質問結果記録書を参照している部分については、今後、火災原因調査活動の任意協力に支障を及ぼすなど、火災原因について正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、本市消防活動事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第16条第7号に該当）

(3) 審査請求人は、平成27年5月13日に、京都市長（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分を不服として、行政不服審査法第5条の規定により、本件処分のうち「焼損建物等の火災前の状況調査結果書」の2ページ目の黒塗りされた箇所、同ページ目の下から6行目から4行目の黒塗りされた箇所、「出火点等認定書」の8ページ目の黒塗りされた箇所、及び「出火原因認定書」の1ページ目から4ページ目のまで黒塗りされた箇所（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とした部分に係る非開示決定の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の一部の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

個人情報開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は「火災の原因調査の結果について」（平成26年2月20日1時34分京都市左京区の特番地において発生した火災についてのもの）である。

処分庁では、火災が発生した際に、消防法第31条に基づく火災調査を実施する。その結果を基に、京都市火災調査規程に規定される調査に係る書類を作成し、火災予防及び消火活動の基礎資料として活用している。

本件公文書は、火災調査書、現場調査経過記録書、焼損（損壊）結果等記録書、焼損建物等の火災前の状況調査結果書、焼き（損壊）状況等記録書、出火点等認定書、出火原因認定書、出火点付近の復原図、現場見取図、付近見取図、質問結果記録書、写真説明書、その他必要な書類（鑑識結果通知書）から構成されている。

(2) 本件処分について

ア 本件非開示部分について

本件非開示部分は、次の内容が記載されている箇所である。

(ア) 「焼損建物等の火災前の状況調査結果書」の2ページ目の非開示部分は、出火前の状況について審査請求人以外の者から聞知した申述を基に記載されている箇所及びその内容を申述した者の氏名が記載されている箇所である。

(イ) 「焼損建物等の火災前の状況調査結果書」の4ページ目の非開示部分、「出火点等認定書」の8ページ目の非開示部分及び「出火原因認定書」の1ページ目から4ページ目までの非開示部分は、出火前の状況について審査請求人以外の者から聞知した申述を基に記載されている箇所並びにその内容を申述した者の氏名、年齢及び生年月日が記載されている箇所である。

イ 条例第16条第2号に該当することについて

上記アの非開示部分は、いずれもプライバシー情報に当たる部分である。

個人情報等の開示又は非開示の判断は、客観的事実に基づき行うべきものであり、本件処分において、処分庁は出火原因認定書の出火原因の認定（推定）部分を開示しており、審査請求人が主張する「請負代金請求を免れるための財産保護」との理由が、個人のプライバシーの保護（条例第16条第2号）を上回る法的利益を有するもので

あるとの根拠を見出すことはできない。

ウ 条例第16条第7号に該当することについて

審査請求人以外の者から聞知した申述を開示することは、今後、重要な情報である出火前の状況を把握している者の申述を得ることができなくなり、出火点及び出火原因の認定を困難なものとし、消防法第31条に規定される火災調査の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

条例第16条第7号の規定の適用は、火災調査業務中での関係者に対する質問聴取の行為全般を考慮しているものであり、消防に答えた内容は全て公開されるということが前提となると、質問を受ける者は自己の都合の悪いことは答えなくなることも考えられ、今後の火災調査を実施する上で、関係者に対する質問など人的調査結果を十分に行うことができなくなれば、人的調査及び物的調査結果を総合的に勘案して火災原因を究明することが困難になり、それを基にして作成した火災調査書類による火災予防及び消防活動の資料化、ひいては市民の生命、身体及び財産を火災から保護することに支障を及ぼす。

よって、本件火災の関係者に対する任意協力が得られなくなることをだけを想定しているのではなく、火災調査業務全般を考慮して判断しているものであり、審査請求人の論理の飛躍との指摘は当てはまらない。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 審査請求人が非開示決定の取消しを求める個所は、条例16条2項但し書に該当し、または条例16条7号に該当しないので、原処分は違法不当である。

(2) 条例第16条第2号について

本件火災の出火原因は、審査請求人から飲食店の新装改装工事を請け負った大工の不注意により発生したものであるにもかかわらず、大工は、火災は窃盗犯人によるもので自らに過失はないなどと主張し、審査請求人に対し請負代金請求訴訟を提起している。

請求を免れるためには、本件火災が大工の過失によるものであることを主張立証しなければならず、そのためには、黒塗り箇所の内容を明らかにすることが必要である。

審査請求人が大工からの理由のない請負代金請求を免れるため、すなわち審査請求人の財産を保護するため、開示することが必要であると認められるのであり、条例第16条第2号但し書きに該当する。

(3) 条例第16条第7号について

大工は、本件火災は窃盗犯人によるものであり、自らに過失はないと主張しているの
であるから、火災原因調査に対しても何ら問題なく対応していたはずであり、大工の質
問結果を明らかにしても、消防活動事務の適正な遂行に支障を及ぼすことはなく、第
16条7号に該当しない。

そもそも、本件火災原因調査は既に終了し結論が出されているのであって、大工への
再度の調査は不要であるから、今後、火災原因調査結果活動に対する大工の任意協力が
得られないおそれを懸念する必要性は皆無である。また、大工の質問結果を明らかにす
ることで今後他の市民に対する火災原因調査活動の任意協力が支障が及ぶとするのは論
理の飛躍があり、ありえない。いずれにせよ、大工の質問結果を明らかにすることで消
防活動事務の適正な遂行に支障を及ぼすことはなく、16条7号に該当しない。

原処分は、火災原因調査活動の任意協力が支障を及ぼすなどという抽象的でおよそあ
り得ない事由を理由に非開示としたものであり、審査請求人の財産の保護に優先するよ
うな法的保護に値する蓋然性がないことは明らかである。

6 審査会の判断

当審査会は、本件公文書並びに諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次の
とおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、火災が発生した際に、処分庁が、消防法第31条に基づく火災調査を
実施し、その結果を基に、京都市火災調査規程第45条の規定に基づき作成した文書で
あり、火災調査書、現場調査経過記録書、焼損（損壊）結果等記録書、焼損建物等の火
災前の状況調査結果書、焼き（損壊）状況等記録書、出火点等認定書、出火原因認定書、
出火点付近の復原図、現場見取図、付近見取図、質問結果記録書、写真説明書、その他
必要な書類（鑑識結果通知書）から構成され、その主な記載事項は次のとおりである。

ア 火災調査書について

本件公文書の概要であり、火災原因、焼損結果等が簡潔に表記され、当該火災の概
要が即座に分かるよう構成されている。

イ 現場調査経過記録書について

現場調査の時間経過、調査（捜査）機関等の現場責任者及び火災調査を実施した
消防職員の担当業務等を記載している。

ウ 焼損（損壊）結果等記録書

焼損結果及び焼損物件の所有者等の状況を記載している。

エ 焼損建物等の火災前の状況調査結果書

関係者の聞き取り調査をもとに認定した火災発生前の建物の状況、収容物の配置状

況、火災に関係ある設備等の状況について記載している。

オ 焼き（損壊）状況等記録書

焼損範囲及び焼損した物件の焼き状況を記載している。

カ 出火点等認定書

関係者に聴き取り調査からわかった事実及び焼き（損壊）状況等記録書の内容から燃え広がっていく方向を考察し、出火した箇所及び特定に至る根拠を記載している。

キ 出火原因認定書

出火点等認定書において認定した出火点付近において、火源となり得るものの存在について考察し、関係者からの質問等を加えて出火原因及び特定に至る根拠を記載している。

ク 出火点付近の復原図

火災が発生した箇所の周辺について、出火前の状況を復原した図を記載している。

ケ 現場見取図

出火建物の平面図及び室内の名称、出火点付近の配置図で構成されている。

コ 付近見取図

火災発生場所付近の地図を添付している。

サ 質問結果記録書

火災の状況を知る関係者から、聴取した申述を記載している。

シ 写真説明書

調査現場で撮影した写真を添付している。

ス 鑑識結果通知書

精密な鑑識が必要な物件について、火災調査を実施した消防署からの依頼により消防局消防学校研究課で実施された鑑識の結果について記載している

本件非開示部分は、エ「焼損建物等の火災前の状況調査結果書」、カ「出火点等認定書」及びキ「出火原因認定書」の非開示部分の一部である。

(2) 条例第16条第2号及び第7号該当性について

ア 諮問庁は、本件非開示部分について、審査請求人以外の者のプライバシー情報に該当し、また、審査請求人以外の者から聞知した申述の内容を開示することは、今後、消防法第31条に規定される火災調査の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第2号及び第7号に該当すると主張するので、この点について判断する。

イ 本件非開示部分は、処分庁が非開示としているサ「質問結果記録書」の記録から、それぞれの書類の作成に当たり必要な部分を取り出して記載したものであり、その内容は、関係者から聞き取った火災発生前の建物の状況、改装工事の状況及び関係者の行動並びに当該聞き取りの相手方の氏名、年齢及び生年月日である。

火災の原因調査において処分庁の求めに応じ個人が申述した内容は、当該個人にとって、公開されることを前提とせず、知っている事実、自己の認識、行動等を述べ

ているものである。その中の一部には、現場の状況等の事実に関する記述が含まれるものの、申述者にとって他人に知られたくないと認められる内容も含め申述されている。また、京都市火災調査規程第28条第2項の規定により、関係者に質問を行うに当たっては、自由な状態において、任意に申述させるものとされているところ、審査請求人以外の者から聞知した申述に基づく記述が開示されることとなると、今後、関係者が自己に不利益な事態が生じることをおそれ、正確な申述をためらうなど、処分庁が火災原因の調査において重要な情報である出火前の状況を把握している者の申述を得ることができなくなることにより、出火点及び出火原因の認定を困難なものとし、消防法第31条に規定される火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることを否定できない。以上から、本件非開示部分は全体として条例第16条第2号及び第7号に該当するものと認められる。

(3) 条例第16条第2号ただし書該当性について

審査請求人は、非開示部分は条例第16条第2号ただし書に該当することを主張しているが、この規定は、非開示とされることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較考量して、後者の利益が上回る場合には開示の対象とすることを明らかにした調整規定と解される。

請負代金債務の有無という、審査請求人の財産に関わることであったとしても、処分庁は、既に本件火災の出火原因の推定の結論部分を含む「出火原因認定書」の多くの部分を開示しており、また、本件開示請求以外に情報を入手する手段がないわけではないため、申述者のプライバシーや今後の火災調査の円滑な遂行を犠牲にしてまで本件非開示部分を開示する必要性があるとは言えない。

よって、この点に関する審査請求人の主張を認めることはできない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年 5月13日 諮問（諮問個第83号）
7月10日 諮問庁からの理由説明書の提出
8月26日 諮問庁の職員の理由説明（平成27年度第5回会議）
9月16日 審議（平成27年度第6回会議）
10月15日 審議（平成27年度第7回会議）
11月26日 審議（平成27年度第8回会議）

※ 審査請求人から意見書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）